

平成 24 年 2 月

関西広域連合議会総務常任委員会会議録

平成 24 年 2 月 関西広域連合議会総務常任委員会会議録 目次

平成 24 年 2 月 11 日

1	議 事 日 程	1
2	出 席 議 員	1
3	欠 席 議 員	1
4	事務局出席職員職氏名	1
5	説明のため出席した者の職氏名	1
6	会 議 概 要	2

○議 事 日 程

開会日時 平成 24 年 2 月 11 日
開催場所 関西広域連合本部事務局 11 階 大会議室
開会時間 午後 1 時 00 分開会
閉会時間 午後 2 時 04 分閉会

議 第

- 第 1 政令市の加入についての状況報告
- 第 2 国出先機関対策について
- 第 3 調査事件
平成 24 年度当初予算原案について
分野別広域計画（案）について
その他

○出 席 議 員 (18 名)

1 番 大 井 豊	11 番 藤 井 訓 博
2 番 吉 田 清 一	13 番 日 村 豊 彦
3 番 菅 谷 寛 志	14 番 山 口 信 行
4 番 山 口 勝	15 番 吉 井 和 視
5 番 中小路 健 吾	16 番 尾 崎 要 二
6 番 上 島 一 彦	17 番 福 間 裕 隆
7 番 杉 本 武	18 番 山 口 享 守
8 番 富 田 健 治	19 番 福 山 守
9 番 横 倉 廉 幸	
10 番 吉 田 利 幸	

○欠 席 議 員 (2 名)

12 番 大 野 ゆきお
20 番 竹 内 資 浩

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	井 戸 敏 三
本部事務局長	中 塚 則 男
本部事務局次長	桑 野 正 孝
本部事務局次長（調整担当）	村 上 元 伸
本部事務局総務課長	田 中 基 康
本部事務局企画課長	小 谷 充 茂
本部事務局国出先機関担当課長	中 谷 文 彦
本部事務局課長（兵庫県担当）	森 安 秀 和
広域防災局長	藤 原 雅 人
広域防災局防災計画参事	上 口 豊

広域防災局広域企画課長	石 田 勝 則
広域防災局防災課長	村 田 昌 彦
広域防災局訓練課長	田 中 郁 雄
広域観光・文化振興局長	松 村 明 子
広域観光・文化振興局観光課長	平 井 裕 子
広域観光・文化振興局観光課長付参事	中 谷 英 明
広域産業振興局長	金 田 透
広域産業振興局産業振興総務課長	村 上 和 也
広域産業振興局産業振興企画課長	水 守 勝 裕
広域産業振興局新商品調達認定制度課長	棗 一 彦
広域医療局長	小 谷 敏 弘
広域医療局医療政策課長	木 下 慎 次
広域環境保全局長	上 山 哲 夫
広域環境保全局環境政策課長	中 鹿 哲
広域環境保全局温暖化対策課長	市 木 繁 和
広域環境保全局自然環境保全課長	黒 川 陽一郎
広域職員研修局次長	田 中 亨
広域職員研修局研修課長	和 歌 哲 也

○会議概要

午後 1 時開会

○委員長（吉田利幸） それでは、ただいまから関西広域連合議会総務委員会を開会いたします。

本日は建国記念日ということで、昔で言うなら紀元節ということで、今、国の誕生日ということになっております。それぞれ地元で行事もたくさんあるところを毎度ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日の理事者側の出席者については、お手元に名簿を配付いたしておりますので、ごらんを願いたいと思います。

それでは、まず最初に、政令市加入に伴う議席配分について、連合議会としての案を私から井戸連合長に提出をいたします。その前に、経過も含めてこの案について報告を申し上げたいと思います。

政令市加入に伴う議席配分について、関西広域連合議会では、議会としての考え方をまとめるべく、昨年12月から今日までの短期間に3回の全員協議会と5回に及ぶ理事会を開催し、集中的に検討を重ねてまいりました。その結果として、国出先機関の移管を見通した議員定数の本格見直しまでの経過措置として、1、今回参加する政令市については、現行規約のうち均等割は圏域をカバーする府県に配分済みとの観点から、人口割のみを配分するとして、大阪市2、堺市1とする。

2、政令市を有する3府県については、政令市との人口重複は避けるべきとの意見も出されたところではありますが、現行の議員任期が1年経過したばかりの段階で、たちまち

減ずることは適当ではないとの観点から、現行どおり大阪府5、兵庫県4、京都府3とする。

3として、これに伴い政令市を有しない4県については、政令市を有する府県域との議員定数差が広がることを踏まえ、均衡を図る観点から、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県は各1増として各3とする。よって、このたびの大阪市及び堺市の加入段階においては、27名の議員定数、最終的には29名の議員定数となります。この案を連合議会の総意として取りまとめたところでございます。

検討においては、議員の皆様の考え方に開きがある中、それぞれの府県議会をつないだ調整を少しずつ鋭意積み重ね、現行案にたどり着いたところでございます。その上で、最終的に各府県にお諮りした結果、滋賀県からは、こうした積み重ねと相入れない意見が出されたところであります。この点につきましては、私としても滋賀県の理解を得られるよう、引き続き努力を続ける所存であります。

しかし、皆様からは、国出先機関対策の強力な推進と、そのための政令市の速やかな加入がその原点であり、そのために議会としても明確な意思を示すべきとの大局的な見地に立った判断をいただき、今回の案の取りまとめに至ったところであります。

今回の取りまとめに当たり、ご尽力をいただきました菅谷副議長を初め各理事、各議員の皆様にお礼を申し上げますとともに、井戸連合長におかれましては、議会の意思を尊重し、諸手続を進めていただきますようお願い申し上げます。私の報告といたします。なお、16日に議長として滋賀県議会へ参りまして、引き続き理解が得られるようにいたしますので、手続については、しばしお待ちをいただきたいをお願いをいたしておきます。

それでは、連合長に手渡しをいたします。

○広域連合長（井戸敏三）　　ただいま吉田議長から政令市加入に当たっての議席配分につきまして、連合議会としての考え方をお示しいただきました。連合議会におかれましては、限られた時間の中で、各府県議会の意見集約にご尽力をいただきましたことを、心から敬意を表したいと思っております。今回予定されている政令市の速やかな加入に向けまして、暫定措置として議会の定数と議席配分を取りまとめていただいたものです。吉田議長、菅谷副議長を初め、連合議会の議員の皆様のご努力に感謝申し上げます。

この連合議会の意を受けまして、広域連合としては関係府県、政令市に規約改正案を提案の上、2月の府県議会への上程に向けて準備を進めさせていただきますが、ただいま吉田議長からの補足がございましたので、その16日以降の取り扱いにさせていただきますと存じております。吉田議長のご尽力に、恐縮でございますが、ご期待を申し上げたいという次第ですので、よろしく願いいたします。

また、ここで政令市加入についての経過報告をさせていただきますと存じます。

国の出先機関対策について、関西が一丸となって取り組んでいこうとする中で、去る12月26日の連合委員会で、思いを同じくする4政令市長から関西広域連合に早期に参加したい旨の要請を受けました。とりわけ大阪市と堺市からは、ぜひ4月中にも参加したいとのご希望があり、関西広域連合としては広域連合委員会の場をかりた関係団体間の協議を進めていくとともに、それと並行して連合議会において議員定数案について取りまとめに図っていただいて、ただいま議長からご報告をいただいたところでございます。

お手元に規約改正の概要や規約改正の新旧対照表、規約改正案をお配りしていると存じ

ますが、その資料のとおり、今回の規約改正案の対象は現行規定を基本に、必要最小限の変更を行うことにいたしております。具体的には構成団体の追加のほか、処理事務、議員定数の配分、負担割合の3点について規約改正を図ることになります。

まず、広域連合議会の定数とその配分につきましては、ただいま議長からご報告いただいたとおりとしております。ただ、この措置が暫定的な措置であるということを明確にさせていただくために、定数と定数配分につきましては、規約の附則に特例規定を置かせていただいて、その暫定的であるという旨を明確にさせていただいているつもりでございます。

それから、政令市が参加する事務につきましては、可能な限りのフルセット、全事務に参加してもらいたいということで相談をしてまいりました。法律上、政令市に権限がない資格試験や免許の分野、あるいは観光分野での外国人観光旅行の容易化法や通訳案内士法との関連事務、3番目には医療分野でのドクターヘリ関連事務のみは除かせていただいております。また、広域連合の経費の負担割合でございますが、現行規定を基本にしながら、総務費、企画調整費は組織運営の共通経費として均等割で負担していただき、事業費は政令市分は基礎自治体であること、地域には府県権限も残っていることを勘案しまして、政令市人口等のウェートを2分の1として、その割合に応じた額を算定しまして、府県分は政令市の負担分を除いた額を現行どおり各府県間で案分した額として整理をいたしております。規約にそのような規定の改正案を書かせていただいております。

以上が、大阪市、堺市の加入に伴います規約改正の概要でございます。なお、京都市、神戸市につきましても、5月以降には加入を希望されておられます。京都市、神戸市が加入手続をされたとしても、これを見越した規約整備としております。神戸市、京都市が入られる場合には、構成団体の追加という形で規約改正を行うことになろうと考えております。なお、まだ両政令市も、大阪市、堺市も正式には入られてないわけでありまして、当面、来年度の予算につきましては、現行の構成メンバー2府5県のみを前提に、来年度の予算編成はさせていただいております。負担割合も変わっておりません。したがって、正式加入が決まりました時点で補正予算を編成しまして、お諮りをさせていただくこととなりますので、その点、あらかじめご承諾いただきたいと思います。連合議会としてご承知いただきまして、本規約改正案の各府県議会での審議につきましても、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○委員長（吉田利幸） どうもありがとうございました。

16日に行きますことについては、滋賀県議会から代表で吉田委員さんと大井委員さんが出ていただきますので、ともに汗をかきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、続きまして国出先機関対策について、去る2月9日にアクション・プラン推進委員会が開催されましたので、その概要について説明を聴取いたします。

井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） お手元にアクション・プラン推進委員会第5回の開催結果についてというペーパー、資料をお配りしてあると存じます。ごらんいただけますでしょうか。

アクション・プラン推進委員会第5回の開催結果についてという資料名になっていると存じます。去る2月9日でございますけれども、川端特命担当大臣を議長にしましたアクション・プラン推進委員会が開催をされました。関係知事等として私と国の出先機関対策委員長であります滋賀の嘉田知事、そして九州の代表であります広瀬大分県知事、そして沖縄は特別に事務移譲を求めておられますので仲井眞沖縄県知事が参加をして、広域実施体制の枠組みと個別の事務・権限の移譲の検討、そして出先機関の事務権限のブロック単位での移譲以外のアクション・プランの課題についての議論が行われました。

特に議事の概要として書かせていただいておりますように、資料もつけさせていただいておりますが、国の出先機関の事務の移譲を受けるべき広域行政体制として、広域連合や広域行政体制をどのように構築するかという場合に、独任制の機関で構築するのか、理事会を持った機関として構成するのかが一つの焦点になっておりましたが、昨年の12月の地域主権戦略会議におきまして、選択制にしようということになっておりましたので、その選択制を前提に組織体制の内容について議論がございました。独任制にいたしましても、それから理事会制で各事務を分担するというやり方にしましても、いずれも事務的な執行の責任者を置く必要があるということは当然のことになります。それで、事務的な執行責任者を置くわけではありますが、それにつきまして独任制の場合は特別職員を置きたいというのが原案でございましたので、私のほうから別段、必ず特別職にするいわれはないじゃないかと。これは連合なりにお任せいただいてもいい事柄ではないかというお話を申させていただきました。

それからもう一つ議題になりましたのは、危機管理時点でのオペレーションでございまして、現在の災害対策基本法に基づきますと、内閣総理大臣か防災担当大臣を通じて都道府県知事を指示するという形になっておりますので、内閣府の原案はその形式をとって、例えば国土交通大臣がじかに連合を指示せずに、防災大臣が内閣総理大臣を通じて指示をするという、そういう仕組みはどうかというお話がございましたが、私のほうからは、緊急を要する場合も当然出てくるわけでありまして、直接、当然指示をする場合があることを明示しておかれたほうがいいのではないかと。そのかわり我々自身も、例えばテックフォースなど、すぐに派遣してほしいというような要請権を認めてもらうというような、相互の直接的なやりとりができる仕掛けを考えておくべきではないかという提案をいたしております。

あわせまして、もう一つ重要な問題は、2番目にあります個別事務・権限の移譲の検討がなされたわけではありますが、どうしても国に留保しなくてはならない事務があるんだというご主張が非常に強くございまして、それに対して例えば河川基本計画の策定権などは、これはもう広域連合のほうに譲っていただいて、任せていただいて十分なのではないかというようなお話の個別の議論を若干やりましたが、いずれにしてもこれは内容を詰めていこうということになっております。ただ、そのときの前提として、絶対に譲れないのは国の事務と、それから広域連合に移譲される事務とが二つにあるとしたときに、国の出先機関が残された国の事務のために、移譲後も存立するというような事態は絶対に避ける必要があると。つまり、何のために国の出先機関原則廃止をうたっているかということと、そして我々が丸ごと移管を求めているかということと、国の出先機関はすべて広域連合に移管してしまおうということが趣旨でありますので、本旨でありますので、それができないような移

管形態は、それこそ遺憾だと言わざるを得ませんので、その旨申し上げてまいりました。

新しいやり方として、国のほうにどうしても留保せざるを得ない事務があるならば、それは一度本省に引き取って、そして委託を広域連合にしてくれと。あるいは、法定でそういう委託ができるというような制度をつくって見たらどうでしょうか、という提案もさせていただいたところでございます。というように、かなり同じ土俵に乗って検討は進められる状況になってきておりますので、そのような意味で、今回の第5回のアクション・プラン推進委員会は意義があったのではないかと。これを契機にいろんな制度設計をしていくことになっていくのではないかと、このように期待をいたしているところでございます。

その際に、あわせまして市町村のほうでいろんな広域連合への事務移管に伴いまして議論なり意見なり懸念が表明されてきております。事務の配分をどうするか、あるいはというような点では市町村と直接つながりはないわけではありますが、例えば道路につきましても、河川につきましても、それこそ地域の大きな行政課題であります。そのような意味で、市町村長さんが総責任者として関心を持たれるのは当然でありますし、そのような中で疑問点なども表明されてこられるのも当然のことだろうと存じます。そのような意味で、市町村長さんにも理解を得る必要があろうと思っております。そのような意味で、既に市長会、町村会の代表の方、それから関係の国会議員の方々に、私どもの懸念に対しまして広域連合としての考え方を書簡でお示しをさせていただいております。これはこれで書簡としてお示ししているのですが、さらに具体的な例えば説明会のようなものが設けられれば設けて、我々の考え方、あるいは内閣府の代表の国としての考え方等を十分説明をして理解を求め、そのような機会をつくっていくように今検討をしているところでございます。この点についてもご報告を申し上げたいと存じます。

なお、山口議員から関連して幾つかのご質問をちょうだいいたしました。国の出先機関の原則廃止は、民主党としての1丁目1番地、地方分権の最初の一つだとして取り上げられている事柄でございます。そして、既にこれは地方分権会議でも確認されているわけですが、具体的な詳細はこれから詰めていくこととなりますけれども、丸ごと移管を前提として、地方に移譲する事務、そしてそれに伴います財源、それからそれに伴う必要な人員、これを移譲するんだということにされておまして、当然のごとく行政改革の手段として使うということを前提にされているものではないというふうに承知しております。これはその趣旨を既に国会の質問趣意書で返答されておるやに聞いております。

それから、先ほど市町におきます不安の声に対する対応につきましては、説明させていただきました。

それから、大阪都が実現した場合に連合との関係はどうなるのかということでございますが、大阪都は大阪府内の県と市町村との間の制度でございますので、そのような意味からしますと、連合の機能とは直接の関連は、変更とかいうようなことはないということになります。ただ大阪都が実現しますと大阪市が別の形に変わりますので、その際にどうするかという。例えば区の連合体みたいなものの取り扱いはどう考えるのかというふうなことは、その際の議論にも加えておく必要が出てこようかと思っております。ただ、現実的には府県の中の問題か大阪都の問題、連合は府県を越える課題を対応しようとしているというふうに整理をしたほうがわかりやすいのではないかと、このように考えているところでございます。

私からは報告は以上とさせていただきます。ご質問等ございましたら、お尋ねいただければと存じます。

○委員長（吉田利幸） どうもありがとうございました。

かなり丁寧に説明をいただいたと思いますが、この機会にご質問、ご意見等は。

日村委員さん。

○日村豊彦委員 おとといのアクション・プラン委員会で国のほうから事務の再配合みたいな話があったんですけども。これを見ていますと、経産局とか環境事務所関係は法律の数で言えばおよそ9割ですが、地方整備局の関係だけが約半分というところなので、あとは国交省、地方整備局との調整というのが一番大きなポイントになろうかと思うのですけれども。ちょっと一つ気になるのが、新聞報道によると四国も広域連合の動きがあって、四国広域連合の中では、地方整備局は別に移管してもらわなくてもいいのではないかとというような意見も出ているような報道がございましたけれども、九州知事会とはかねてから連携をしながらやってこられていると。関西広域連合のような同じような広域連合をやろうというところが、我々とちょっと違うような見解を出されても、地方としての足並みが整っていかないという部分があるんですけども、そのあたりについて国交省との関係、それから広域連合、四国の取り組み等についてどのようにお考えになっておられるのかお聞かせください。

○委員長（吉田利幸） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 始まったばかりです、特に。事務をどうして移譲していくかという検討が。国交省としても、今の事務の国と地方との役割分担の形式でいきますと、自治事務にしてしまうのか、あとは法定受託事務に位置づけるのか。例えば、3ナンバーの国道ですね、これは県が管理執行していますが、これを法定受託事務になっております、国道だということ。ですから、その二つの類型で整理ができないものがそれだけ残っていると、こういうことではないかということではありますが、ただ我々、まだ十分見ていませんけれども、どうしてこれができないのかというようなことがわからない理由もあります。例えば景観法なんかは国の事務でないといけないというふうに整理されていますので、私もその場で指摘したのですが、景観法みたいなのがどうして国の事務でなきゃいけないのかというようなところなどもありますので、これはこれから内閣府が中心となり各省と吟味されるわけではありますが、我々連合としても事務局で分析を行いまして、意見を申し上げていきたいと、このように思っています。ただ、先ほどもちょっと触れましたように、国の事務として残る分があるから、一部国の出先機関を残すのだということになっては困りますので、その点には十分注意してまいりたいと、このように考えています。

それから、四国の考え方、私もつまびらかではありませんけれども、徳島は我が広域連合に入っているわけですので、徳島をかすがいにしながら調整を図ることでもあろうと思いますが、私どもも実を言いますと近畿整備局と近畿通産局と大阪環境事務所と三つは第1弾でありまして、第2弾、第3弾で国の出先機関を基本的に吸収していこうということでもありますので、丸ごと移管を求めていこうということでもありますので、四国の動きも、その第1弾として適切なかどうかというご判断だとすると、それはそれで一つのご判断かもしれない。つまり、基本的には手挙げ方式で手を挙げて、それで国と協議をして、それで順次移行を求めていくということが基本的な方向として考えられております

ので、そのような第1段階としての対応をお考えなのかもしれない。これは憶測にすぎませんので、よく状況等も、我々の考え方もお伝えしていきたいと、このように考えています。

○日村豊彦議員　よくわかりました。市町長会及び国会議員さんなんかの中でも、一番指摘されるのは国交省の分ですよね。私は今のご答弁でよくわかるのですが、四国ではこういうような動きがあるではないか。だから、それを使って地方整備局の移管ということについて問題があるのだというふうに使われるおそれがあると思いますので、ちょっと申し上げただけです。ありがとうございました。

○委員長（吉田利幸）　山口委員さん。

○山口　享委員　ありがとうございます。一つなのですが、私、一般質問の中で道州制の問題が、ちょっと橋下知事が出たときに言いましたけれども、また再現しておりまして、今まで省というのは、交付税の不交付団体というのは西側にはいないと思います。交付団体。交付税の問題まで橋下知事さんが道州制を組んで対応しようとしていることなのですけども。これは移管に伴う交付税の導入とかそういうのは機会がわかりませんけれども、まだそこまでいっていないかと思えますけど、道州制はしていないのだし。

○委員長（吉田利幸）　井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三）　私の考え方をちょっとだけ、もうあんまり時間をとっていただくと思えますので、感想でございます。

私は前々からご説明しておりますように、広域連合が直ちに道州制に移行するシステムではございません。ただ、政治的に橋下市長が率いられておられます維新の会が国政に打って出ようとされるとすると、国政課題について主張されないといけないというお立場があたりでしょうから、それで日ごろからの主張であります道州制を一つの柱にかけようとされているのだらうと思えます。

ただ、そのときにも仮に道州ができ上がりましたも、道州のそれぞれ抱えている税のもとですね、税源にはバランスがどうしても欠けますので、道州間調整をするのかしないのかということが非常に課題になると思えます。考え方としては、道州間調整はもうしないというふうに考えますと、交付税は道州の中で配分する。しかし、道州間はやらないというような考え方も成立しますので、その道州間調整をしないというのを、交付税は廃止するのだというふうにおっしゃっておられるのではないかというふうに、私は新聞記事を見て、そうおっしゃっているのだらうなというふうに想像させていただいているということでございます。

○山口　享委員　それでいいですから。

○広域連合長（井戸敏三）　はい。

○委員長（吉田利幸）　福山委員さん。

○福山　守委員　私は徳島でございますので、井戸連合長のほうから言ってくれたのは、まさにそのとおりだと思いますけど、まだ受け皿としてつくるということで、この関西広域連合の設定趣旨とは全然違うのです。とりあえずその三つを移管する受け皿としてつくるという。4県の知事がやったと、会合で。我々は議会としても、そういう話し合いを全然受けてないということなので。そういう中で、例えば、中・四国環境省とか環境にしても、中・四国と関係してきたり、いろんな問題があるので、なかなか一朝一夕でいかない

というふうには思います。これは、この事前委員会が来週から始まる中で、いろんな形で議論がされたのだと思うのですが、今のところは連合長が言われたように、どういう形で、受け皿としての単なるこういう形でいくのか、それとも関西広域連合みたいな形でいくのか、全然そのあたりは何も決まってない状態ですので、議会そのものも。しばらく時間をいただかないと、まだ議会としても何も議論もしてない状況なのです。今言いましたように4県の知事が、とりあえずその三つの受け皿としてつくりなさいという、こういう法律になっておるんですね。そのために一応会合をやって、緊急的にやって、2月に法案を出すということで、その受け皿をつくろうという、基本的にはそういう考えでとっていただいて、これから議論する中で、またご報告するような形に、恐らく3月ぐらいには、事前協議が大分できておりますので、多少方向は出るかも。ただ、徳島だけでしても四国四県ということになりますので、そのときにはまた、まずもってご報告をするようにいたしますけれど、今はそういう状況でございます。

○委員長（吉田利幸） ほかに。

（「なし」との声あり）

○委員長（吉田利幸） なければ、井戸連合長はこれでご退席をなさいます。どうもありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三） 後ほど広域計画につきまして、また予算の概要につきましてご説明をさせていただくことになろうと思います。3月3日の議会におきましてご審議いただくわけですが、お手数をおかけして総務委員会では事前にご検討いただきますように、お礼を申し上げておきたいと思います。それでは、私はこれで失礼をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（吉田利幸） どうもありがとうございました。

それでは、引き続き調査事件に移りたいと思います。

平成24年度当初予算原案及び分野別広域計画（案）について調査事件といたしております。調査事件については、中塚本部事務局長及び各分野局長からの説明を聴取した後、質疑といたします。また、1月26日に開催された広域連合委員会の開催概要について、お手元に資料配付いたしております。

それでは、まず平成24年度当初予算原案について、理事者から説明を願います。

中塚本部事務局長。

○中塚本部事務局長 それでは、お手元の資料1に基づきまして、平成24年度予算原案についてご説明をさせていただきます。

この原案につきましては、1月14日の総務常任委員会と1月26日、連合委員会で議論をしていただきました。その結果も踏まえて、現時点での原案として取りまとめたものでございます。

資料の1ページをお願いいたします。

平成24年度の予算要求総額でございますけれども6億5,446万7,000円。対前年度比約17%の増です。平成24年度は、この後ご説明申し上げます分野別広域計画の策定も踏まえて、連合としての取り組みを本格化させる正念場の年でもあります。7分野における取り組みとしまして、1ページの一番下にありますようなドクターヘリの運航経費2億1,277万円を含め、事業費総額は3億2,615万円を計上しております。

2ページのほうに企画調整費として8,440万円計上しております。エネルギー問題、広域インフラといった新たな課題にも積極的に取り組んでいくこととしております。前回お示しました予算要求状況からの変更点といたしましては、企画調整経費の中に近畿ブロック知事会の負担金175万円を計上しておりましたけれども、異なる団体として明確に線引きをすべきであるというご意見をいただきました。その後、再検討した結果、連合予算への計上は取りやめさせていただきました。政令市加入によります平成24年度予算案への反映については、先ほど連合長のほうから説明がありましたように、規約改正、加入が整った時点で改めて補正対応とさせていただきたいと存じます。この予算原案につきましては、本日の委員会でのご審議も踏まえまして、最終的に予算案として確定した上で、3月定例会の1週間前、2月27日ごろを目途に最終調整をいたしまして報道発表したいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（吉田利幸） 補足がございましたら、分野事務局長。ございませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（吉田利幸） なければ、ただいまの予算原案の説明について、ご意見、ご質問がございましたら。

（「なし」との声あり）

○委員長（吉田利幸） それでは、ないようですので、続きまして分野別広域計画（案）について、理事者から説明を求めます。

初めに、藤原広域防災局長からご説明をいただきます。

○藤原広域防災局長 私から広域防災分野の関西防災・減災プラン、すなわち減災プランの概要についてご説明いたします。座らせていただきます。

お手元の資料2の1ページをお開きいただきたいと思います。

このプランは、東海・東南海・南海地震の大規模広域災害に対しまして、広域連合がとるべき対応方針やその手順等を定めるものでございまして、資料2に記載をいたしておりますが、三つの策定方針。府県民にわかりやすいものとして阪神・淡路、東日本大震災の経験・教訓を踏まえたものとする。また、今後も不断の見直しを行いまして充実・発展型のプランにする、この三つの策定方針を定めて策定してまいりました。構成府県はもとより連携県や国あるいは各種専門家、NPO等から幅広く意見をいただきながら策定作業を進めてまいりました。本年度は地震・津波災害対策編を策定いたしますとともに、原子力災害対策編について概括的・骨格的な計画を策定いたしております。また、風水害対策編、感染症対策編につきましては、平成24年度以降順次策定をしていくことといたしております。

プランの内容でありますけれども、総則編では府県民のわかりやすさの観点から、プランの特徴として、ここに六つのポイントを掲げております。また、関西広域連合だからできることとして五つのポイントをコラム的に記載をいたしました。

次に、おめくりをいただきまして2ページでありますけれども、地震・津波災害対策編では、災害への備えとして平常時から関係機関、団体等との連携や要員の緊急派遣、物資の集積・配送体制の構築など、災害への備えとなる事業を示しております。

災害への対応では、対応時期ごと、対応項目ごとに、いつ、だれが、どのように対応す

るのかをシナリオ化したしました。まず、初動シナリオでは情報収集体制の確立、緊急派遣チームの派遣、応援・受援体制の確立に係るシナリオを示しております。

応援・受援シナリオでは、救援物資の需給調整、応援要員の派遣、受け入れの調整、広域避難の受け入れ調整などの項目ごとにシナリオを示しております。

復旧・復興シナリオでは、関西全体としての復興戦略の策定や被災自治体の復興業務支援などをいたしております。さらに初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージごと、対応すべき事項ごとに関係機関の具体的な動きなど、災害対応のオペレーションの全体像を示しました。

次に、原子力災害対策編であります。本年度は先ほどもご報告しましたとおり、暫定的に概括的・骨格的な計画といたしまして、来年度、国の防災指針等の改定を踏まえた見直しを行いまして、本格的な計画を策定することといたしております。記載のとおり災害への備えと災害への対応について、現時点で得られる知見、情報に基づき取りまとめております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（吉田利幸） それでは、引き続き松村広域観光・文化振興局長からご説明願います。

○松村広域観光・文化振興局長 座らせて説明させていただきます。資料2の5ページをごらんください。

この計画は、海外との地域間競争におくれをとっております現状に危機感を持ちまして、関西の魅力ある観光客としていくために、関西が戦略的に関西を一つのものとしてとらえ、戦略的に取り組む方向を重点分野、事業、目標等を定めております。また、この計画の期間は今後10年間を見据え、本年度事業推進計画を平成24年度から26年度までのおおむね3年間としておりますが、社会情勢等の変化を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

次に、観光の現状と課題でございますが、観光産業は本当に世界では安定的な成長産業として重要視されておりますが、日本を訪れる外国人観光客数は世界第30位、アジア8位とおくれておりまして、その中でもこの関西というものは海外では本当にまだ知名度が低いという現状になっており、この関西ブランドを世界に発信していくことが大きな課題であると考えております。

そのための基本方針と目標といたしまして、こちらに書いております五つの基本方針を掲げ、10年後アジアの文化観光首都を目指すとして、いわゆる関西地域へ10年後には約1,000万人の方にお越しいただくということで目標達成の戦略を、（1）KANSAIを世界へ売り込む、（2）新しいインバウンド市場への対応、（3）マーケティング手法による誘客、（4）文化振興等との連携、（5）安心して楽しめるインフラ整備の充実と、いろんな展開をお示しているところであります。とりわけ2013年度につきましては、KANSAI国際観光YEARということで、関西の食文化やオールKANSAIメガセールなど、暫定リストも含めた世界遺産やジオパークなどの連携をとりながら、関西をいわゆる世界に発信してまいりたいと考えているところでございます。

この実現に向けた進め方といたしましては、リーダーシップを関西広域連合が役割を發揮し、そして官民連携を推進し、トッププロモーション等につきましても経済界、それか

らいろいろな団体と重層的な役割を果たしながらリーダーシップを発揮してまいりたいと考えているところでございます。

事業の推進計画につきましても先ほど申し上げましたが、24年度から26年度、関西ブランドの推進と基盤等の整備を二つの柱として戦略的に取り組んでまいりたいと思っております。国に対しましても観光面での、いわゆる規制緩和、財源移譲等については、引き続き求めてまいりたいと考えております。

なお、これまでいわゆるIR、関西マイスを進めていく上で、研究会を設けて検討を進めておりますので、そちらのほうにつきましては付記として、いわゆるいろいろなご意見をいただいておりますので、そちらのほうを付記として示させていただいております。その上で参考資料といたしまして、関西をいわゆる広域観光ルートの提案ということで、面的に関西のブランドをこういうような形があるということで、関西を面として見ましたものを広域観光ルートの提案を参考資料としてつけておりますので、お目通しいただきたいと思います。

報告は以上でございます。

○委員長（吉田利幸） では、続きまして金田広域産業振興局長。

○金田広域産業振興局長 広域産業振興局長の金田でございます。

私のほうから、広域産業振興分野の広域計画でございます関西広域産業ビジョン2011につきまして説明をさせていただきますので、ご議論をよろしくお願いいたします。

最終案につきましては、昨年7月の中間案に対する広域連合議会での質疑、広域連合委員会でのご意見を初めまして、パブリックコメント、広域連合協議会のご意見を踏まえまして、ビジョン策定委員会でご議論をいただき、取りまとめたものでございます。関西の持つ産業集積やインフラ、人材等のポテンシャルを生かして、関西全体の活性化と国際競争力を強化していくため、20から30年先を展望し、関西が目指すべき将来像と目標、そして実現に向けた四つの戦略を示すという全体構造は中間案と同様でございます。

最終案策定に当たりました主な変更点だけ説明をさせていただきます。

1点目が目標値についてでございます。概要は7ページのほうをごらんいただければと思いますが、そちらのほうの目標は中段でございます。そちらのほうですが、ビジョンが30年という超長期を展望する中で、前提条件の置き方によりまして目標数値が大きく変動するという事などから、中間案では国内シェアの25%というような目標値を相対値として定めていたところでございます。この点につきまして広域連合委員会におきまして、よりわかりやすい表現といたしまして絶対値による目標設定を行うべきではないかのご意見がございましたので、国内シェア25%に対応する域内総生産、GRPといたしまして、公的機関が公表しております推計値を参考に算出した約180兆円という目標数値についても、併記することといたしたところでございます。

2点目でございます。総合特区の記載についてです。これにつきましても、4、本文のほうに書かせてもらっておりますけれども、4-1、(1)取り組みの具体化のほう、本文7ページのほうになっているのですけれども、こちらのほうに昨年12月に関西イノベーション国際戦略総合特区、これと域内5地域につきまして地域活性化総合特区が指定されたことから、域内の広域的取り組みの具体例といたしまして、その名称を記載いたしますとともに、資料編のほうの30ページにこれらの概要についてあわせて記載をしたところ

でございます。それとあわせまして平成24年度から鳥取県さんのほうが広域産業振興分野にご参画いただくというご予定でございますので、鳥取県の人口などの各種統計データ、こういったものにつきまして本文、あるいは資料編に反映をすることといたしております。中間案からの主な変更点については以上でございます。

これからビジョンをいかに実行していくかが重要と考えております。戦略に位置づけられました事業について、引き続き経済界、学識経験者のご協力を得ながら、ビジョン全体を推進・管理する体制を整えまして、しっかりPDCAを回しながら、関西経済の活性化に向けましてオール関西で取り組みを進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上で関西広域産業ビジョン2011についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（吉田利幸） ありがとうございます。

それでは、続いて小谷広域医療局長。

○小谷広域医療局長 広域医療局長の小谷でございます。

引き続きまして私のほうから関西広域救急医療連携計画、この最終案につきましてご説明をさせていただきます。資料9ページのほうをお願いいたします。

広域救急医療計画につきましては、関西におきます府県民の方々の生命に直結する救急の医療の連携ということを中心命題といたしまして、計画期間は24から26年度、この計画期間の中で、より具体的なものということで計画の中に盛り込んでいるところがございます。資料の中ほどでございますが、本計画におきましては、基本理念であります「安全・安心な医療圏“関西”」この実現を目指しまして、新たな概念となる4次医療圏・関西、この構築を図ることとしており、まずは喫緊の課題であります、かつ広域的に取り組むことが必要なドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実、いま一つは災害時におきます広域医療体制の整備・充実、この2項目につきまして重点的に具体的な方策を掲げております。

その下、第4章のほうをごらん願います。

まず1点目でございます。ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実についてであります。当面の間におきましては徳島県を含む4機のヘリにつきまして、広域連合が主体となった一体的な運航体制を構築するというところで、大阪府及び徳島県のドクターヘリについて、平成25年度を目途に事業移管を進めてまいります。また、この事業移管のタイミングをとらえまして、大阪府のヘリにつきましては京都府南部、徳島県のヘリにつきましては淡路島、こちらのほうへの運航拡大、これを行うこととし、さらに近隣県のドクターヘリでありますとか消防防災ヘリとの連携を進めることによりまして、複数機による相互応援体制の構築を図ってまいりたいというところがございます。

次のページをごらん願います。

将来的な配置構想といたしましては、当面導入する4機のドクターヘリに加えまして、より安全・安心を高める、こういった観点で関西全体をカバーするため、平成28年度を目途に未整備地域の解消でありますとか、より救命効果が高い30分以内で救急搬送ができる確立を目指していこうということで、兵庫県南部（播磨地域）、あるいは滋賀県全域及び京都府南部、こちらのほうへの運航エリアとする平時地域の追加配備、こちらの案につき

ましても検討してまいりたいと思っております。なお、この将来的な配置につきましては、今後の需要動向、地域におけます人口動向、あるいは域内におきます医療資源、こちらの動向など、さまざまな要素を勘案いたしまして、最も最適な運航体制について詳細な検討、これを進めてまいりたいと考えています。

続きまして5章になります。災害時におきます広域医療体制の整備・充実でございます。東日本大震災、こちらのほうへの対応・課題を踏まえまして1点目といたしまして、災害時におきます管内ドクターヘリの運航について、被災地支援、あるいは管内救急医療体制の確保といった課題に適切に対応するため、広域連合として災害時における運用方針、こちらのほうを設けることとしております。

2点目といたしましては、仮に関西連合管内のほうが被災した場合において、全国からの支援を受ける、これをしっかりと受けるための受援体制の確立に取り組むことといたしております。具体的には全国のドクターヘリとの参集拠点として、また重症患者を域内あるいは域外のより安全なところへ、医療施設まで搬送する拠点の役割を担う医療搬送拠点の確保。被災地におけます医療を統括・調整をいたします災害時における医療調整チーム（仮称）でございますが、この整備に取り組むといたしております。今後、この計画の着実な推進を図るため、主要事業につきまして具体の目標を定めるとともに、第三セクターになります計画推進委員会のほうを立ち上げまして、広域防災局との連携も図りつつ、客観的な評価を得ながら、より計画の具体化、改善見直し、こちらのほうに取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○委員長（吉田利幸） ご苦労さまでした。

それでは、引き続き上山広域環境保全局長。

○上山広域環境保全局長 13ページからでございます。計画全体を4章構成といたしてございます。1の計画策定の背景と目的にございますように、環境先進地域関西を目指した計画といたしているところでございます。第1章からでございますが、1章、概要では、関西の特性を地理的特性等、五つの視点でとらえてございます。

次に、環境に関する現状と課題では、温暖化に関しまして特に家庭・業務部門での温室効果ガス排出削減が必要であること。生物多様性に関しましては野生獣害被害での府県を越えた対応と生態系サービス維持・向上が必要であることなどを掲げてございます。また、3.11東日本大震災を教訓にいたしまして、新たな広域的課題をお示しいたしました。今回の大震災とこれに続く原子力発電所の事故は、あらゆる生物の生存基盤でございます水、土壌、大気に甚大な影響を及ぼすこととなりました。また、電力需給の逼迫によりますエネルギーの安定供給も大きな課題になりましたことから、環境リスク情報の共有一元化や再生可能エネルギー導入推進が重要であること。また、ライフスタイルの転換など、持続可能な社会への転換により、災害に強い不安を安心に変える社会づくりが必要不可欠といたしているところでございます。

第2章、関西が目指すべき姿では、関西の特性や現状・課題を踏まえながら、2030年を見据えた持続可能な社会を実現する関西を目標に、暮らしも産業も元気な低炭素社会を初め五つの視点で将来像を描いたところでございます。

14ページでございます。

第3章、施策の展開でございますが、ここでは目標の実現に向けまして、低炭素社会づくり、自然共生型社会づくり、循環型社会づくりと、その基盤となりますまちづくり、人育ての五つの戦略を掲げ、施策を展開することといたしてございます。具体的には、第Ⅰフェーズの2年間でこれまでの取り組みの充実と新たな展開に向けた準備を行い、第Ⅱフェーズで新たな施策を具体的に展開していくことといたしてございます。特に低炭素社会づくりでは、既に取り組みを進めております関西スタイルのエコポイント事業や電気自動車普及・促進に加えまして、再生可能エネルギーの導入促進も具体的に進めていることといたしてございます。これは循環社会づくりという視点からも重要なテーマでございますことから、太陽光あるいは風力、水力だけでなく、木材などのバイオマス、あるいは下水汚泥の燃料化などの促進も取り組む例として記述したところでございます。また、生態系保全では、現在のカワウの広域保護管理に加えまして、森、川、海のつながりを重視した流域全体での生態系保全について取り組み例として掲げたところでございます。そのほかにも環境保全の基盤となります人育てとして、関西の特性を生かした交流型環境学習なども新たに施策として盛り込んだところでございます。

最後に第4章、計画の進行管理では、PDCA型行政運営システムによりまして進行管理を行いまして、計画の継続的改善を図ることといたしてございます。

検討経過の状況を16ページに掲げてございます。

以上でございます、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（吉田利幸） 以上で説明は終わりました。

それでは、この説明についてご意見、ご質問等がございましたら。

（「なし」との声あり）

○委員長（吉田利幸） 特によろしいですか。それでは、これで説明聴取は終わりますので、以上で閉会をいたします。

午後2時4分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年2月

総務常任委員会委員長 吉田 利幸